

○特定工場等及び騒音特定工場等の規制基準（法第4条第1項、条例第34条第1項）

指定地域（騒音規制地域）内の特定工場等及び騒音特定工場等における騒音の規制基準は次表のとおりです。

昭和43年11月27日 厚農通運告示第1号

昭和48年3月30日 県告示第423号 平成14年3月26日 第306号

区域の区分	基準値（単位：デシベル）									
	6	朝	8	昼間	18	夕	22	夜間	6	
第1種区域	第1種低層住居専用地域	45	朝	8	昼間	18	夕	22	夜間	40
	第2種低層住居専用地域									
第2種区域	第1種中高層住居専用地域	50	朝	8	昼間	18	夕	22	夜間	45
	第2種中高層住居専用地域									
	第1種住居地域									
	第2種住居地域									
準住居地域										
第3種区域	近隣商業地域	60	朝	8	昼間	18	夕	22	夜間	55
	商業地域									
	準工業地域									
第4種区域	工業地域	65	朝	8	昼間	18	夕	22	夜間	60

備考 下記施設敷地の周囲50m区域内は同表の各欄（第1種区域は除く。）の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム